

平成十八年十二月十五日受領
答弁第二〇七号

内閣衆質一六五第二〇七号

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員糸川正晃君提出臨床心理士の国家資格化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員糸川正晃君提出臨床心理士の国家資格化に関する質問に対する答弁書

1 について

文部科学省としては、いじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、児童生徒に対する心理カウンセリング、保護者及び教職員に対する子どもへの接し方についての助言等の学校における教育相談に係る体制を充実させるため、スクールカウンセラーとして児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者の配置を推進することが重要であると認識している。その際、国家資格を持った専門家を活用することについては、関係議員連盟等における国家資格制度の創設に関する検討状況を注視しつつ、関係各方面の意見を踏まえ、検討してまいりたい。

2 について

臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、その業務範囲等について関係者間の意見が一致しておらず、結論が出ていないところであるが、引き続き関係議員連盟等における国家資格制度の創設に関する検討状況を注視しつつ、関係各方面の意見を踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。